

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う 本町の教育・保育サービス施策の展開について

1 子ども・子育て支援新制度の実施（平成27年4月1日から）

- (1) 保育所・幼稚園等の利用について社会保障の考え方を導入
保育所・幼稚園等を利用する資格のある方を認定（支給認定）。利用した児童の保護者は施設に保育料を支払い、また、市町村が事業者に給付費を支給する。
- (2) 認定こども園化の推進
保育所と幼稚園の機能を併せ持った認定こども園をそれまでより運営しやすい制度とし、保護者の就労状況にかかわらずに教育・保育を一体的に行う体制を整備する。
- (3) 地域型保育事業の創設
小規模できめ細やかな保育を行う小規模保育事業、従業員の児童を対象とした事業所内保育事業、いわゆる保育ママ、ベビーシッターに関し認可基準を設け、保護者の多様な保育ニーズに応える。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の法定化
延長保育、病児保育、学童保育所、子育て支援センター、一時保育などの13事業が子ども・子育て支援法に位置付けられた。

2 新制度実施に伴う本町の対応

(1) 音更町子ども・子育て支援事業計画の策定および変更

本町では、新制度の実施に伴い、有識者等で構成する音更町子ども・子育て会議で審議を経ながら、平成27年度から32年度までを一期間とする音更町子ども・子育て支援事業計画を策定した。

(2) 認定こども園への移行施設

施設の名称	移行年月日	内容
音更認定こども園	平成28年4月1日	音更保育園、音更西保育園の移転・統合
認定こども園緑陽台保育園	平成29年4月1日	保育所から認定こども園へ移行
認定こども園大谷幼稚園	平成30年4月1日	幼稚園から認定こども園へ移行（予定）
(仮称)宝来認定こども園	平成31年4月1日	保育所から認定こども園へ移行（予定）

(3) 地域型保育事業所の開設

施設の名称	開設年月日	内容
家庭保育園ひだまり	平成27年4月1日	認可外保育施設から小規模保育事業へ移行
りとる・ちっぴす音更	平成27年4月1日	認可外保育施設から小規模保育事業へ移行

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施等

事業の名称	移行年月日	内容
子育て支援センター 一時保育	平成28年4月1日	「音更子育て支援センター」が町内4番目の子育て支援センターとして開設。
学童保育所	平成28年4月1日	受入対象学年を順次拡大。平成31年度までに全ての学童保育所において6年生までの受入体制が整う予定。
病児保育	平成28年4月20日	豊川小児科内科医院の協力を得て、同院内において開設。

3 今後の課題

(1) 待機児童の解消

本町は、各事業者や利用する保護者の協力をいただきながら積極的に定員の増加を図ってきたが、待機児童の解消には至っていない。少子化に伴い児童数は減っていても、女性の就労率の増加により、保育園等を利用する児童数は、むしろ増加傾向である。保護者が望む施設を利用していただけるよう努めなければならない。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

病児保育事業は、今年度、2年目を迎え、利用者が当初の見込みよりかなり多い状況となっている。管内で初めての事業実施であるが、良い評価を得ている。また、学童保育所については4年生以上についても一定の利用がある。今後も、保護者の就労状況や子どもの状態に応じた多様な保育サービスの提供に努めなければならない。